

おくやみハンドブック

阿見町



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

阿見町では、ご家族の皆様が届出などをしなければならない、町役場を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。

このハンドブックが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

阿見町役場 029-888-1111（代表）

事前準備について

阿見町役場にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1 持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。



STEP 2 委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。
相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。



STEP 3 各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。



STEP 4 ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参のうえ、阿見町役場へお越しください。



来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちのうえ、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- ☐ 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- ☐ 認印（※相続人代表及び喪主）
- ☐ 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状（42 ページ）が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- ☐ 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書）
- ☐ 国民健康保険被保険者証（資格確認書）、後期高齢者医療被保険者証（資格確認書）
※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証（資格確認書）
※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。
・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬儀の領収書、会葬礼状など）
- ☐ 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証（お持ちの方のみ）
- ☐ 医療福祉費受給者証（マル福）
- ☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証、通所受給者証、障害福祉サービス受給者証

本人確認書類について

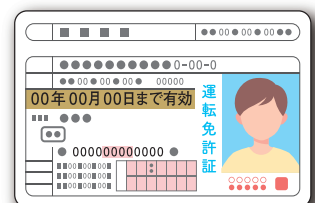
- ☐ 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

- ☐ 2点で本人確認できる書類

健康保険・後期高齢者医療の被保険者証（資格確認書）、
介護保険被保険者、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (35 ページ参照) ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認	(37 ページ参照)
4ヶ月以内			○所得税の準確定申告 (38 ページ参照)
10ヶ月以内		○遺産分割協議 (37 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告 (38 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

阿見町で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

MEMO

おくやみデスクのご案内

阿見町では、亡くなられた方に関する町役場における各種手続きをご案内する「おくやみデスク」を設置しています。ご利用には、5 開庁日前までに電話での予約が必要です。

※亡くなられた時に阿見町に住民登録をされていた方のご遺族が対象です。

※おくやみデスクを利用しないで直接担当課で手続きすることも可能です。

※各種手続きに関しては担当課にお問い合わせください。

予約受付 阿見町役場 町民課 029-888-1111 9時～17時（土・日・祝日を除く）

おくやみデスクでできること

●必要な手続きをまとめて受付できます

町役場での各種手続きを、窓口を移動することなく、1ヶ所で職員が対応します。

※内容により、全ての手続きがおくやみデスクのみで完結できない場合があります。また、状況によっては、一度の来庁で完了しないものや、町役場以外での手続きが必要なものもありますので、あらかじめご了承ください。



開設時間について

●火曜日から金曜日（祝日、年末年始及びその翌日を除く）

① 9:00 ～ ② 10:30 ～ ③ 14:00 ～ ④ 15:30 ～ ※各時間 1 組

MEMO

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	☐	マイナンバーカード・通知カードを持っていた	P.7
	☐	印鑑登録をしていた	
保険	☐	国民健康保険に加入していた	P.8
	☐	後期高齢者医療保険に加入していた	P.9
年金	☐	国民年金・厚生年金（共済年金含む）に加入または受給していた	P.10
	☐	農業者年金を受給していた	
税金	☐	町税の納付が済んでいない	P.11
	☐	町民税が課税されていた	P.12
	☐	固定資産を持っていた（相続登記(所有権移転登記) が済んでいない）	P.13
	☐	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車・二輪バイク（125cc超）・軽自動車を所有していた	P.14
介護	☐	65歳以上または介護認定を受けていた	P.16
福祉 （高齢者）	☐	緊急通報装置の貸与を受けていた	P.17
	☐	要介護認定者福祉タクシー利用料金助成を利用していた	
	☐	福祉電話の貸与を受けていた	P.18
	☐	介護認定を受け、紙おむつの支給を受けていた	
	☐	GPS機器の貸与、QRコードシートの配布を受けていた	

区分	☑	該当事項	詳細ページ
福祉 (障害)	☐	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P.19
	☐	障害児福祉手当を受給していた	
	☐	特別障害者手当を受給していた	P.20
	☐	特別児童扶養手当を受給していた	
	☐	在宅心身障害児福祉手当、難病患者福祉手当を受給していた	P.21
	☐	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	P.22
	☐	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）	
	☐	福祉タクシー券を利用していた	P.24
	☐	児童通所施設を利用していた	
	☐	障害福祉サービスを利用していた	P.25
子ども	☐	児童手当を受給していた	P.26
	☐	児童扶養手当を受給していた	
	☐	放課後児童クラブ・子ども教室を利用している児童がおられた	P.27
	☐	同住所に保育施設や幼稚園などに入所している児童がおられた	
	☐	施設等利用給付認定を受けている児童がおられた	P.28
上下水道	☐	水道・公共下水道・農業集落排水を使用していた	P.29
	☐	下水道事業受益者負担金が納付期間中であった	
その他	☐	家財整理をしたい	P.30
	☐	農地を所有していた	P.31

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカード・通知カードを持っていた

手続き カードの破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカードまたは通知カードをお持ちだった場合、返還義務はありません。相続などの手続きで個人番号が必要になる場合がありますので、一定期間保管のうえ、廃棄してください。	なし
	手続き可能な人
	返還義務はありません
必要なもの	問い合わせ先
なし	町民課 ☎ 029-888-1111

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	町民課 ☎ 029-888-1111

MEMO

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 保険証（資格確認書）の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために被保険者証（資格確認書）を回収しています。 ※町役場への返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証（資格確認書）	国保年金課 ☎ 029-888-1111

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人 葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 葬祭執行者の通帳 ☐ 葬祭執行を証明する書類 （会葬礼状・葬儀の領収書※喪主〇〇と記載あるもの）	国保年金課 ☎ 029-888-1111

手続き③ 高額療養費の給付受領申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。	通知から2年以内
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人代表者届 ☐ 相続人代表者の印鑑・通帳 ☐ 医療機関に支払った領収書	国保年金課 ☎ 029-888-1111

2. 保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 保険証（資格確認書）の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなった場合は、不正使用などを防ぐために被保険者証（資格確認書）を回収しています。 ※町役場への返却が難しい場合は、ハサミなどで細かくしてから処分してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人 どなたでも可
☐ 亡くなった方の後期高齢者医療被保険者証（資格確認書） ☐ 亡くなった方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）（お持ちの方のみ）	問い合わせ先 国保年金課 ☎ 029-888-1111

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなったときは、葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
必要なもの	手続き可能な人 葬祭執行者
☐ 葬祭執行者の通帳 ☐ 葬祭執行を証明する書類 （会葬礼状・葬儀の領収書※喪主〇〇と記載あるもの）	問い合わせ先 国保年金課 ☎ 029-888-1111

手続き③ 高額療養費の給付受領申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。	診療月の翌日から2年以内
必要なもの	手続き可能な人 相続人
☐ 預金通帳など（相続人のもの）	問い合わせ先 国保年金課 ☎ 029-888-1111

3. 年金に関する手続き

国民年金、厚生年金（共済年金含む）に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。	年金の種類によって、請求期限が異なりますので、お問い合わせください。
	手続き可能な人 手続きの内容によって、要件が異なりますので、お問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
手続きの内容によって必要なものが異なりますので、お問い合わせください。請求できる年金によっては、年金事務所や共済組合での手続きとなる場合があります。	国保年金課 ☎ 029-888-1111 土浦年金事務所 ☎ 029-825-1170 各共済組合

農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は10日以内に住所地のJAを經由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	10日以内
	手続き可能な人 ご遺族の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 農業者年金証書 ☐ 受給権者の死亡日が確認できる戸籍の謄本、住民票の写しまたは死亡日に関する証明書等	JA 水郷つくば阿見支店 ☎ 029-887-8551 農業委員会事務局 ☎ 029-888-1111

4. 税金に関する手続き

町税の納付が済んでいない

手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の町税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納税通知書により納付をしてください。納税通知書が見つからない場合や納期限が過ぎている場合は収納課までご連絡、ご相談ください。	納税通知書に記載の納付期限まで
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 納税通知書（納付書） ☐ 相続人の本人確認書類	収納課 ☎ 029-888-1111

手続き② 口座振替停止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が町税の口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、窓口または電話にて口座振替の停止を申し出てください。 これから納期限が来る町税がある場合は収納課にて納付書をお渡し（または郵送）いたします。	なし
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人の本人確認書類	収納課 ☎ 029-888-1111

MEMO

町民税が課税されていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に町民税・県民税が課税されている場合、町民税・県民税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、町が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。税務課までご連絡ください。	相当な期間（概ね 3ヶ月）
必要なもの	手続き可能な人
☐ 相続人代表者となる方の本人確認書類	相続人代表者となる方
	問い合わせ先 税務課 ☎ 029-888-1111 管轄の家庭裁判所 水戸家庭裁判所土浦支部 ☎ 029-821-4359

MEMO

4. 税金に関する手続き

固定資産を持っていた（相続登記（所有権移転登記）が済んでいない）

手続き 相続人代表者指定（変更）届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に固定資産税が課税されている場合、固定資産税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定（変更）届」に必要事項を記入し、税務課にご提出ください。 ※相続登記（所有権移転登記）が済んでいる場合、相続人代表者指定（変更）届の提出は不要です。相続登記（所有権移転登記）が済んでいない場合、相続人代表者指定（変更）届を税務課に提出してください。 なお、相続登記（所有権移転登記）については、別途法務局での手続きをお願いします。 ※相当の期間内に「相続人代表者指定（変更）届」が提出されない場合、町が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。税務課にご連絡ください。	※相当な期間（概ね 3ヶ月）
必要なもの	手続き可能な人
【法定相続人の方が相続される場合】 原則不要 【法定相続人以外の方が相続される場合】 ☐ 遺言書の写しなど	相続人代表者となる方
	問い合わせ先 税務課 ☎ 029-888-1111 管轄の法務局 水戸地方法務局土浦支局 ☎ 029-821-0783 管轄の家庭裁判所 水戸家庭裁判所土浦支部 ☎ 029-821-4359

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車・二輪バイク(125cc超)・軽自動車を所有していた

手続き① 廃車・名義変更手続き 原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続しない場合、必ず廃車(ナンバープレートの返納)の手続きをしてください。 相続する場合、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、税務課にご連絡ください。	廃車30日 名義変更15日
必要なもの	手続き可能な人
☐ ナンバープレート ☐ 標識交付証明書 ☐ 手続き者の本人確認書類 ☐ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類(戸籍謄本など) ☐ 相続人以外の方が手続きする場合のみ: 相続人からの委任状	①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの廃車・名義変更に関する委任状が必要となります。
	問い合わせ先 税務課 ☎ 029-888-1111

MEMO

4. 税金に関する手続き

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車・二輪バイク(125cc超)・軽自動車を所有していた

手続き② 廃車・名義変更手続き 二輪バイク(125cc超)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続しない場合、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。 相続する場合、名義変更の手続きをしてください。	廃車30日 名義変更15日
必要なもの	手続き可能な人
土浦自動車検査登録事務所にお尋ねください。	土浦自動車検査登録事務所にお尋ねください。
	問い合わせ先
	土浦自動車検査登録事務所 住所：茨城県土浦市卸町 2丁目1番3号 ☎ 050-5540-2018

手続き③ 廃車・名義変更手続き 軽自動車

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続しない場合、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。 相続する場合、名義変更の手続きをしてください。	廃車30日 名義変更15日
必要なもの	手続き可能な人
軽自動車検査協会にお尋ねください。	軽自動車検査協会にお尋ねください。
	問い合わせ先
	軽自動車検査協会 茨城事務所 土浦支所 住所：茨城県つくば市島名字前野3915番地（諏訪C23街区5） ☎ 050-3816-3106

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き 証書の返却

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証を交付されていた場合は返却してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 介護保険被保険者証 ☐ 介護保険負担割合証 ☐ 介護保険負担限度額認定証	高齢福祉課 ☎ 029-888-1111

MEMO

6. 福祉（高齢者）に関する手続

緊急通報装置の貸与を受けていた

手続き 機器の返却及び負担金の納付

手続き詳細	期 限
貸与していた、緊急通報装置（機器本体、ペンダント発信機、人感センサー）の返却をもって解約となります。機器の返却が無い限り負担金（253円/月）が発生します。機器の撤去は委託事業者が行いますので、返却がお済みでない場合はご相談ください。なお、生活保護者は無料になります。	速やかに（概ね1ヶ月以内）
必要なもの	手続き可能な人
☐ 緊急通報装置本体 ☐ 人感センサー ☐ ペンダント発信機	どなたでも可
	問い合わせ先
	高齢福祉課 ☎ 888-1111

要介護認定者福祉タクシー利用料金助成を利用していた

手続き 未使用のタクシー券の返却

手続き詳細	期 限
未使用分のタクシー券がある場合、返却が必要です。	速やかに（概ね1ヶ月以内）
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた人の未使用分のタクシー券	高齢福祉課 ☎ 888-1111

MEMO

福祉電話の貸与を受けていた

手続き 機器の返却及び負担金の納付

手続き詳細	期 限
福祉電話機の返却が必要です。未精算分の負担金（ダイヤル通話料）があれば、納付してください。	速やかに（概ね1ヶ月以内）
	手続き可能な人
	親族、相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 貸与していた福祉電話機	高齢福祉課 ☎ 888-1111

介護認定を受け、紙おむつの支給を受けていた

手続き 利用中止の連絡

手続き詳細	期 限
紙おむつ・尿とりパッドの配達中止の連絡が必要です。	速やかに（概ね1ヶ月以内）
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	高齢福祉課 ☎ 888-1111

GPS機器の貸与、QRコードシートの配布を受けていた

手続き 機器の返却

手続き詳細	期 限
GPS機器本体及び付属品（バッテリー、充電器）の返却が必要です。QRコードシートは返却不要です。	速やかに（概ね1ヶ月以内）
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 貸与していたGPS機器本体及び付属品（バッテリー、充電器）	高齢福祉課 ☎ 888-1111

7. 福祉（障害）に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または、療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。返還してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の身体障害者手帳、 精神障害者保健福祉手帳 または療育手帳	社会福祉課 ☎ 029-888-1111

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 <u>未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。</u>	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 死亡を証明する書類 ☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	社会福祉課 ☎ 029-888-1111

MEMO

特別障害者手当を受給していた

手続き

特別障害者手当資格喪失届の提出
(未払い分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 <u>未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。</u>	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 死亡を証明する書類 ☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	社会福祉課 ☎ 029-888-1111

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き

特別児童扶養手当受給者死亡届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 死亡診断書の写しまたは、戸籍抄本 (受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可) ☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの ☐ 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本と、振込口座の通帳の写し	社会福祉課 ☎ 029-888-1111

7. 福祉（障害）に関する手続き

特別児童扶養手当を受給していた

【児童が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の方の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。 他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は、額改定の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 死亡を証明する書類	社会福祉課 ☎ 029-888-1111

在宅心身障害児福祉手当、難病患者福祉手当を受給していた

手続き 喪失届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が在宅心身障害児福祉手当、難病患者福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 未払い分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの ☐ 印鑑	社会福祉課 ☎ 029-888-1111

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療）	社会福祉課 ☎ 029-888-1111

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出

手続き詳細	期 限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給請求の手続きが必要です。	掛金を支払っていた方が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人 年金を受給する方または、扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の死亡診断書 ☐ 亡くなられた方の住民票の除票 ☐ 年金を受給する方の住民票 ☐ 年金を受給する方の振込口座のわかるもの	社会福祉課 ☎ 029-888-1111

7. 福祉（障害）に関する手続き

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【年金を受給予定していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、弔慰金請求書の提出、弔慰金請求書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	受給予定者が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人
	年金加入者または、扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の住民票除票 ☐ 掛金を支払っていた方の住民票 ☐ 掛金を支払っていた方の振込口座のわかるもの	社会福祉課 ☎ 029-888-1111

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書の提出

手続き詳細	期 限
年金を受給していた方が亡くなられた場合、死亡・重度障害届出書の提出のみ手続きしてください。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	指定相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の住民票除票	社会福祉課 ☎ 029-888-1111

福祉タクシー券を利用していた

手続き 未使用分の福祉タクシー券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が福祉タクシー券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の福祉タクシー券があれば返却となります。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の未使用分の福祉タクシー券	社会福祉課 ☎ 029-888-1111

児童通所施設を利用していた

手続き 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が亡くなられた場合には通所受給者証の返却となります。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 通所受給者証	社会福祉課 ☎ 029-888-1111

MEMO

7. 福祉（障害）に関する手続き

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返却となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	社会福祉課 ☎ 029-888-1111

MEMO

8. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 受給者変更の手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなった場合、未支払いの児童手当及び受給者の変更について、手続きが必要となります。 児童手当の対象となる児童が亡くなった場合、額改定届（減額）もしくは消滅届の提出が必要となる場合があります。手続きについてご不明な点などございましたら、右記問い合わせ先までご連絡ください。	原則、受給者が亡くなった日の翌日から数えて、15日以内
必要なもの	手続き可能な人
【受給予定者の場合】 ☐ 健康保険証 ☐ 金融機関の通帳またはキャッシュカード ☐ 本人確認書類	受給者が亡くなった後、対象児童を監護する方
	問い合わせ先
	子ども家庭課 ☎ 029-888-1111

児童扶養手当を受給していた

手続き 受給者死亡届を提出

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなった場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未支払いの手当がある場合は、別途手続きが必要となります。 児童扶養手当の対象となる児童が亡くなった場合、額改定届(減額)もしくは資格喪失届の提出が必要となる場合があります。 新たに児童を監護する方の新規申請等に関してはご相談ください。	14 日以内
	手続き可能な人
	親族など
必要なもの	問い合わせ先
☐ 手続きを行う方の本人確認書類 ☐ 未支払い分がある場合、請求者である児童の振込口座のわかるもの	子ども家庭課 ☎ 029-888-1111

8. 子どもに関する手続き

放課後児童クラブ・子ども教室を利用している児童がおられた

手続き 保護者変更手続き

手続き詳細	期 限
保護者が亡くなられた場合、窓口にて保護者の変更手続きが必要となります。	なし
必要なもの	手続き可能な人
なし	保護者
	問い合わせ先
	生涯学習課 ☎ 029-888-2526

同住所に保育施設や幼稚園などに入所している児童がおられた

手続き 支給認定保護者等変更手続き

手続き詳細	期 限
同住所に保育施設や幼稚園などに入所している児童の保護者または配偶者、世帯員が亡くなられた場合、支給認定保護者などの変更につき、手続きが必要となります。	なし
	手続き可能な人
	保護者 ※申請はどなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 子どものための教育・保育給付 支給認定変更届出書 ☐ 支給認定証	子ども家庭課 ☎ 029-888-1111

施設等利用給付認定を受けている児童がおられた

手続き 支給認定保護者等変更手続き

手続き詳細	期 限
同住所に施設等利用給付認定（預かり保育など）を受けている児童の保護者または配偶者、世帯員が亡くなられた場合、支給認定保護者などの変更につき、手続きが必要となります。	なし
	手続き可能な人
	保護者 ※申請はどなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書	子ども家庭課 ☎ 029-888-1111

MEMO

9. 上下水道に関する手続き

水道・公共下水道・農業集落排水を使用していた

手続き 名義変更または閉栓手続き、世帯人数の変更手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が水道・下水道の契約者の場合、名義変更または閉栓手続きが必要となります。※電話手続き可。 また、公共下水道または農業集落排水をご利用いただいている世帯で、井戸水のみを使用もしくは井戸水と町の水道を併用している場合は、契約者以外の世帯の方が亡くなられた場合においても、世帯人数の変更手続きが必要です。 ※郵送手続き可。ご連絡いただければ変更届をお送りします。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	親族または同居のご家族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 使用者変更届	上下水道課 お客様センター ☎ 029-889-5151

下水道事業受益者負担金が納付期間中であった

手続き 受益者の変更手続き

手続き詳細	期 限
下水道事業受益者負担金を納付中の受益者（納付義務者）が亡くなった場合は、受益者の変更の手続きをお願いします。 ※郵送手続き可。ご連絡いただければ異動届をお送りします。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	相続人・土地または家屋の権利者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 受益者異動届	上下水道課 お客様センター ☎ 029-889-5151

10. その他の手続き

家財整理をしたい

手続き クリーンセンターへのごみの搬入

手続き詳細	期 限
【直接搬入する場合】 クリーンセンターへのごみの搬入の際は、ごみの発生場所（住所）の確認をしています。事前にクリーンセンターへ電話連絡のうえ、搬入日当日は亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類を持参し、クリーンセンターの計量所職員に提示してください。 家庭系ごみの直接搬入の場合は、50kgまでは無料で、以降10kg毎に150円の処分手数料がかかります。 ※一部クリーンセンターで処分できないものがあります。 ※家電4品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機）は、処分に別途手続きが必要になります。 ※処分できないものや家電4品目の手続き方法など、詳細はクリーンセンターへ電話確認してください。 ※ごみの発生場所（住所）が阿見町外の場合は搬入できません。 【直接搬入できない場合】 粗大ごみについては、戸別回収サービス（有料）がございます。詳細や申込は霞クリーンセンターへお問い合わせください。 クリーンセンターへ直接搬入ができない場合は、業者に依頼してください。 事業者が片づけを行った場合や、事業者が運搬してきた場合は、事業系ごみとして10kg毎に230円の処分手数料がかかります。 依頼する業者は、以下3社他阿見町の収集運搬許可業者へ依頼してください。 ・有限会社高山商店 阿見町掛馬326（☎ 029-887-6520） ・株式会社三広 阿見町若栗1784-165（☎ 029-887-6770） ・株式会社伊東商事 阿見町実穀1269-20（☎ 029-843-8181） ※費用は業者によって異なります。必ず業者から見積もりを取って契約してください。	なし（搬入日当日にお持ちください） 手続き可能な人 基本的にご親族の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類（直近の公共料金の明細書、公的機関からの郵便物、固定資産税の納税証明書など） ☐ 搬入者の身分証明証	霞クリーンセンター ☎ 029-889-0091

10. その他の手続き

農地を所有していた

手続き 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の提出

手続き詳細	期 限
相続などにより農地の権利を取得した方は、農業委員会にその旨を届出することが必要です。	権利を取得したことを知った時点から概ね10ヶ月以内
	手続き可能な人
	権利を取得した方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 ☐ 農地の権利を取得した状況がわかるもの（全部事項証明書など） ☐ 委任状（代理人による届出書提出の場合）	農業委員会事務局 ☎ 029-888-1111

MEMO

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項 目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2 年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5 年以内	【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号 【手続き先】 故人の勤務先を所管する年金事務所 【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項 目	期 日	備 考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。 竜ヶ崎税務署 ☎ 0297-66-1303
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1 ヶ月以内	
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年 3 月 15 日まで	

MEMO

少し落ち着いてから行う町役場外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

町役場外の主な手続き

相続について

委任状

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	☐	返納手続き	牛久警察署 ☎ 029-871-0110 茨城運転免許センター ☎ 029-293-8811
恩給を受給していた	☐	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	☐	故人の住所地を管轄する 保健所へお問い合わせく ださい。	竜ヶ崎保健所 ☎ 0297-62-2161
被爆者健康手帳を持っている	☐		
預貯金口座など	☐	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	☐	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	☐	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
国税	☐	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 竜ヶ崎税務署 ☎ 0297-66-1303
不動産登記 《ご注意ください》 令和6年4月1日から、不動産を取得した 相続人は、取得を知った日から3年以内に 相続登記の申請をしないと、10万円以下の 過料に処せられる可能性があります。	☐	土地・家屋などの所有者 移転（相続）登記など	水戸地方法務局土浦支局 ☎ 029-821-0792

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
クレジットカード	☐	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	☐	契約継承、解約	
インターネット	☐	名義変更、解約	
電気・ガス	☐		
ケーブルテレビ	☐		
NHK 受信料	☐		☎ 0120-15-1515

※手続きに必要な書類の中には、町役場で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、町役場にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

町役場外の主な手続き

相続について

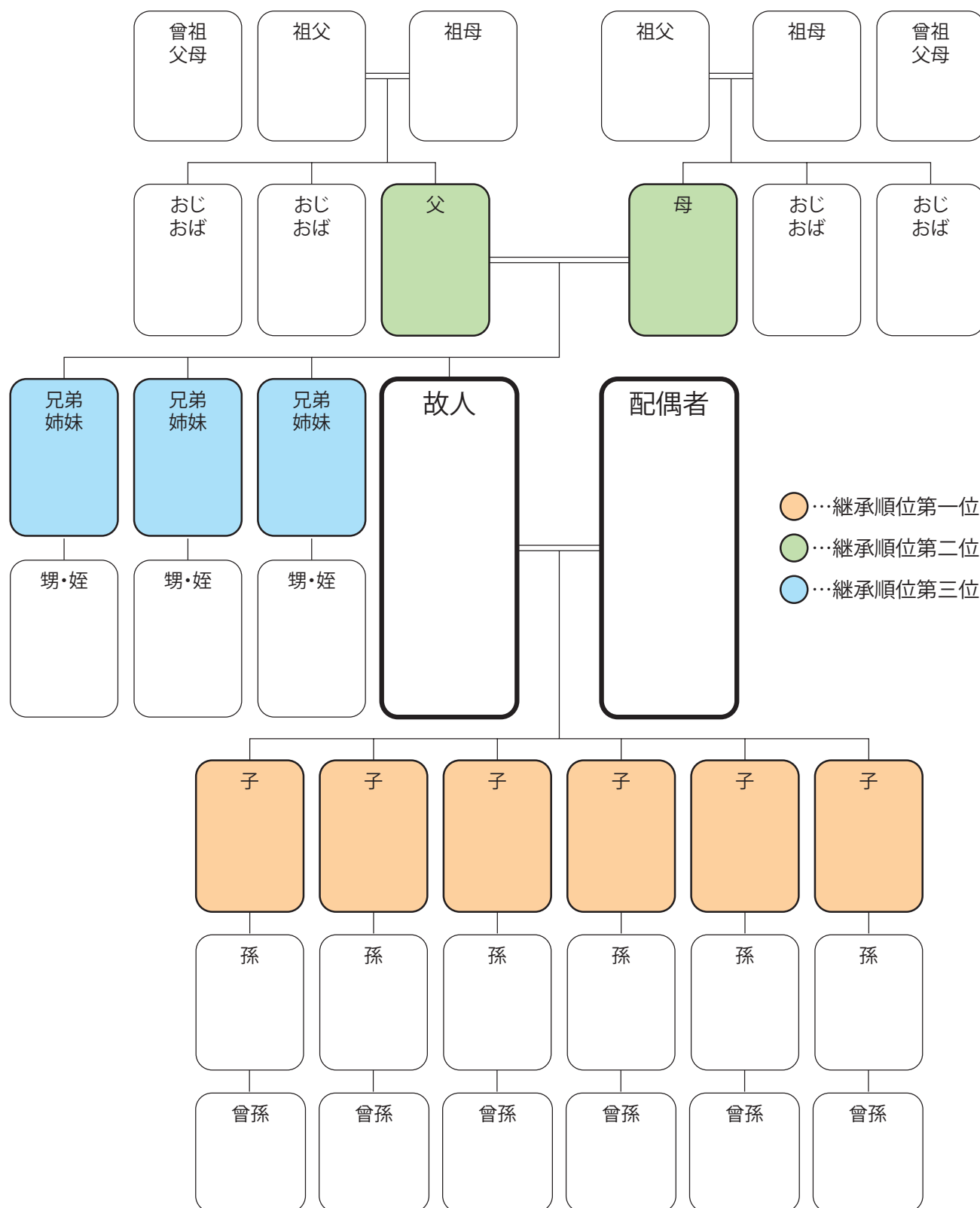
委任状

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役場で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)	3ヶ月以内	共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役場などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認		被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☒	項 目	期 日	備 考
☐	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数

MEMO

家系図（3親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP（https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html）をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続き

町役場外の主な手続き

相続について

委任状

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

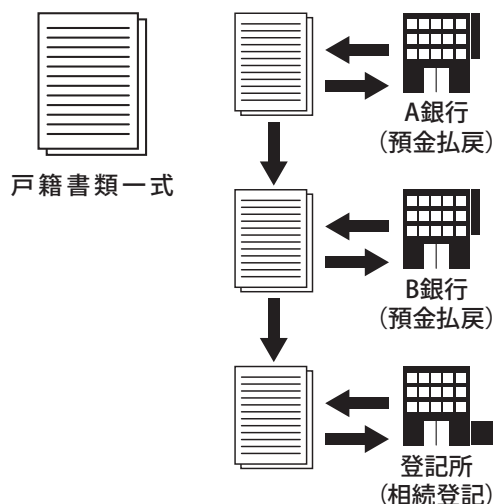
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、
各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。
この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

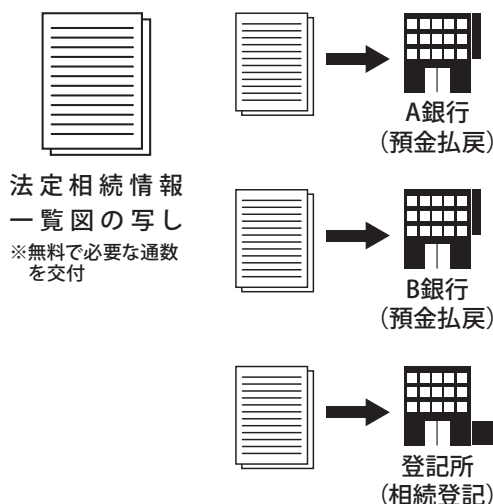
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

1. 市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

委任状

代理人

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日 年 月 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

令和 年 月 日

委任者

住所

(方書・部屋番)

氏名

印

生年月日 年 月 日生

電話番号

(宛先)阿見町長

※委任事項は、どなたの何の手続を委任するか、具体的に記載してください。

(例)○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ず署名してください。

チェックリスト

各種手続き

町役場外の主な手続き

相続について

委任状

MEMO

亡くなられた方の住民票・戸籍に関する証明について

担当：町民課 戸籍係
029-888-1111

請求される方によって必要書類が異なりますので、あらかじめお問い合わせください。
請求される方の本人確認資料（マイナンバーカード・運転免許証等）をご持参ください。

阿見町で住民票（除票）が発行できるようになる目安（阿見町に住民登録があった方）

阿見町に死亡届を出した場合	開庁日に出された場合⇒当日中 閉庁日に出された場合⇒翌開庁日の午後3時以降 ※死亡診断書に不備がある場合、本籍が町外の場合、繁忙期など、時間がかかる場合があります。 ※休日開庁の窓口時間中に出された場合、翌開庁日の午後3時以降可能です。
<u>阿見町以外</u> に死亡届を出した場合	届出市区町村から通知が届いてから住民票の処理を行います。 ※死亡届を出した市区町村での処理日数については、届出した市区町村に直接お尋ねください。

戸籍に関する証明書が発行できるようになる目安（本籍が阿見町の場合）

阿見町に死亡届を出した場合	約2週間 ※土日祝日・年末年始等に提出された場合には、翌開庁日から約2週間 ※届書に不備がある場合、連休後、繁忙期など時間がかかる場合があります。
<u>阿見町以外</u> に死亡届を出した場合	届出市区町村から死亡届が阿見町に届いてから約2週間 ※死亡届を出した市区町村での処理日数については、届出した市区町村に直接お尋ねください。

※死亡届記載事項証明書についてはあらかじめお問い合わせください。

戸籍に関する証明書が発行できるようになる目安（本籍が町外の場合）

阿見町に死亡届を出した場合	阿見町より本籍市区町村へ通知します。（約2週間） ※本籍市区町村での日数は、本籍市区町村へ直接お尋ねください。
---------------	---

※死亡届記載事項証明書についてはあらかじめお問い合わせください。

MEMO

MEMO

MEMO

発 行 阿見町役場

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発 行 年 2025 年 1 月

